

建設経済委員会視察成果報告書

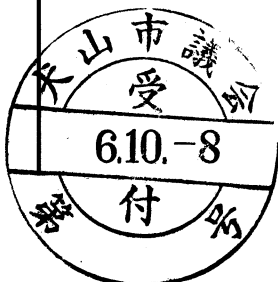
令和6年10月 8日

犬山市議会議長 柴田 浩行 様

議員名 5番 小川 隆広

下記のとおり、視察の成果を報告いたします。

(1) 視察年月日	令和6年10月 1日(火) ~ 令和6年10月 2日(水) (1泊 2日)
(2) 視 察 地	広島県呉市（呉市役所・市営前田住宅8号203号室）
(3) 視察の種類	常任・特別 委員会（ 建設経済委員会 ）
(4) 視 察 成 果 (視察地ごとに記入)	〈視察概要〉 呉市の空き家対策事業に関する様々な施策について、呉市役所都市部住宅政策課より説明いただき、質疑応答を行なった。その後、島嶼部にある市営住宅（旧蒲刈町営住宅前田団地）へ出向き、呉市移住お試し住宅になっている1室を現地視察した。 呉市の空き家対策について簡潔にまとめる。第2次呉市空家等対策計画に基づき、所有者に対し空き家の管理について意識啓発と支援を行ないつつ、空き家の実態調査、所有者の調査を実施している。支援にあっては、空き家化の予防（発生抑制）、空き家の利用促進、管理不全な状態の解消、跡地の利活用の4つの施策を柱に空き家対策講演会、無料合同相談会、空き家バンク、空き家等管理サービス事業者登録制度、危険物件除却促進事業等を実施している。また定住を促進するための支援事業、移住希望者住宅取得支援事業においても中古住宅の購入に対し購入費の一部助成をするなど、空き家対策に関連付けた幅広い施策を講じている。 空き家対策講演会ではウェビナー視聴を行ない、市外や県外の所有者も参加できるようにしており、呉市移住ポータルサイト「KURETO」では、市役所では立場上発信しづらい情報を、市民に協力を得て、市民目線の情報を発信して、移住希望者等の興味を引くよう官民連携で取り組みがされている。



	〈主な成果〉 ・空き家対策は、それだけに留まらず、新婚・子育て世帯をターゲットにした移住促進や情報発信など多方向への施策の展開が有効性に大きく影響することを学んだ。 ・呉市においては4つの施策を柱に、やるべきことを明確にしており、ウェビナーやポータルサイト、民間活力等を活用しながら実行力を高めていた。これらの施策は本市において今後空き家対策を展開させる際の比較・参考になると学んだ。 ・空き家等に関する無料合同相談会では、宅建協会、司法書士会、建設工業協同組合へそれぞれ、空き家が売れるかどうか、相続、解体等の相談が、7年間で116組の方より245件寄せられた。これらの相談が管理不全な状態の解消につながっていると理解し、あらためて意識啓発の重要性を認識した。 ・総務省の住宅・土地統計調査による呉市の空き家率は平成30年に22.6%で全国平均の13.6%を大きく上回っていた。令和5年では呉市の空き家率24.7%、全国平均13.8%ということで、空き家対策の難しさも、あらためて認識した。
(5) 犬山市に 対する提言	・空き家の所有者は市内在住とは限らず、むしろ市外、県外在住が多いと推察する。ウェビナーやポータルサイト等を活用しつつ、民間活力を活用しながら、大々的なPRをすることは重要だと考える。また、講演会や合同相談会は空き家の所有者への意識啓発、管理不全な状態の解消に効果があると考え。呉市の施策を参考に本市の取り組みの不足の補強を検討されたい。 ・住むまち犬山として、新婚・子育て世帯の移住・定住を促進するため、空き家対策との組み合わせも重要である。わかりやすくパッケージングして取り組むことを検討されたい。 ・視察成果には記載しなかったが、呉市では市営前田住宅8号の一室（203号室）をお試し住宅として、使用条件で制限しつつお試し移住の取り組みをしていた。犬山市においては、まずはお試し住宅として活用できる物件があるかどうかといった課題がある。市営住宅の方針もあると思うが大いに参考にして研究されたい。

補 足	※呉市都市部住宅政策課でいただいた資料に合わせて、「空き家」、「空家等」を使い分けて記述した。
	「空き家」 賃貸用・売却用の住宅や、別荘などの二次的住宅、転勤や入院などで長期不在の住宅、建て替えで取り壊すことになっている住宅。呉市空き家対策事業、空き家対策講演会。
	「空家等」 空家等対策の推進に関する特別措置法、第2条第1項の定義。建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。第2次呉市空家等対策計画。

建設経済委員会視察成果報告書

令和6年10月 8日

犬山市議会議長 柴田 浩行 様

議員名 5番 小川 隆広

下記のとおり、視察の成果を報告いたします。

(1) 視察年月日	令和6年10月 1日(火) ～ 令和6年10月 2日(水) (1泊 2日)
(2) 視 察 地	福岡県太宰府市（太宰府市役所・太宰府天満宮周辺駐車場）
(3) 視察の種類	（常任・特別）委員会（ 建設経済委員会 ）
(4) 視 察 成 果 (視察地ごとに記入)	〈視察概要〉 太宰府市の「歴史と文化の環境税（以下、歴文税）」の導入までの経緯や現状について太宰府市役所市民生活部税務課より説明をいただき、質疑応答を行なった。その後、太宰府天満宮周辺の有料駐車場を現地視察した。 「歴文税」について簡潔にまとめる。趣旨としては、呉市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどりの豊かな文化のまち」を想像するため、太宰府市内にある有料駐車場の利用者に一定の負担を求めるもので、法定外普通税として創設し、普通自動車であれば1回の駐車で100円を課している。徴収方法は特別徴収で、有料駐車場の事業者が年3回申告納税している。条例施行当初は、有料駐車場の事業者の反対が強く、全て申告してもらえるようになるまで相当の時間を要したとのことだった。現在はインバウンドとともに全国的に観光公害が社会問題になる等、社会的情勢が変化したこと、駐車台数はむしろ伸びていることもあり、市民や有料駐車場の事業者の理解が高まった。歴文税の用途については、運営協議会の審議を経て決定しており、歴史的文化遺産・史跡地の管理、歴史的風致維持向上、交通渋滞を緩和する観点での臨時駐車場設置、年末年始の観光需要対策としての仮設トイレの設置、観光地の周辺美化など多岐に渡る。そのため

	目的税とせず、法定外普通税としている。なお歴文税収入は環境整備事業基金に一旦繰り入れ、事業計画に基づいて実施事業に充当することで、他の財源と区別している。なお、令和5年度の歴文税の収入額は基金利子も含めて73,977,461円となっている。 〈主な成果〉 ・ 社会情勢の変化もあり、観光地の様々な課題・問題解決を図ることを目的として、来訪者に一定の負担をお願いするという方法も成立することについて学んだ。 ・ 呉市から学ぶことは、市が主体的・積極的になり、地道に太宰府天満宮、有料駐車場の事業者と調整したことと、条例施行後も慎重に有料駐車場の事業者を説得したことで、観光税の実施には相当の主体性が必要であることを学んだ。 ・ 歴文税の使途から、目的に対する使途が幅広くなるような場合は目的税ではなく、法定外普通税で徴収し、基金に繰り入れ、運営協議会などで決定していくことも必要であると理解した。 ・ 歴文税に関する意識調査報告書等から、歴文税徴収と駐車場の利要実績や自動車での訪問者数に関係性がなく、懸念されるような有料駐車場の事業運営への悪影響がないことが分かった。 ・ 年末年始の太宰府天満宮周辺の交通渋滞はピーク期より解消されているとのことだった。臨時駐車場設置事業や交差点交通誘導警備が有効だったと推察できるが、歴文税による諸施策の実施だけでなく別の要素（空港高速バスの運行等）が複合的に合わさっていることを学んだ。
(5) 犬山市に対する提言	・ 本市の城下町の面積が小さく、訪問者の集中によって交通渋滞や混雑が発生しやすい。また太宰府市と同様に歴史的文化遺産・史跡地の管理や、歴史的風致維持向上といった将来にわたっての課題もある。人口減少のなかでの市政運営を考えると、太宰府市を参考にしながら、観光税について研究を進めることを提言したい。 ・ 本市でも市営の観光駐車場において特定日の駐車料金を増額する条例改正を行なったが、今後も観光に関わる収支の改善と、観光で得られる収入の使途について、太宰府市の事例を参考に研究し、観光地周辺の住環境の更なる改善について考えられたい。